

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年2月24日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榊井 政佐美

記

1 措置の内容の通知

平成29年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八総総第216号

平成30年度定期監査（都市整備部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八都土事第42号

平成30年度定期監査（建築部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八建政第437号

令和元年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八水経第381号

令和2年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

令和3年2月17日付け 八教総人第1126号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和元年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 経営総務課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R2.1.20 までの取組等の内容	
<p>4 決裁手続の迅速化について</p> <p>決裁手続における合議については、八尾市水道局事務処理規程等において必要最小限度にとどめなければならない等と定められているが、合議をしなければ意思決定に支障を来すとは言い難いものについて合議しているものが見受けられたので、合議を要する項目をより明確にするなど、決裁手続の効率化を図り、迅速な事務処理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済(令和2年3月10日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>合議を要する事項について各課共通事例を作成し、周知を行いました。</p> <p>また、決裁手続を必要としない情報の提供や共有等の場合には、伺書様式に新たに追加した「供覧」枠を使用することに改めました。</p>		<p>令和元年度中に、合議を要する事項をより明確にするよう、各課共通事例を作成し、周知する予定です。</p> <p>また、決裁手続に属さない情報の提供や共有等の場合には、別途、伺書様式に「供覧」枠を作成する予定です。</p>	